

日本犯罪社会学会

第36回

大会プログラム

2009年

10月16日(金)

公開シンポジウム

10月17日(土)・18日(日)

学術大会

北九州市立大学 北方キャンパス

〒802-8577 北九州市小倉南区北方4丁目2番1号

大会日程

第1日目 10月16日(金)

(12:30開場)

13:00

16:30

公開シンポジウム
本館 A-101教室

第2日目 10月17日(土)

9:00

受付

本館1階ロビー

10:00

自由報告A
本館3階C-302教室

自由報告B
本館3階C-303教室

13:00

昼 休 み

14:20

テーマ
セッションA
本館3階
C-301教室

テーマ
セッションB
本館4階
C-402教室

テーマ
セッションC
本館13階
E-1302会議室

テーマ
セッションD
施設見学
ツアー

17:20

17:20

総

会

本館3階C-301教室

18:00

18:10

懇

親

会

厚生会館2階学生ホール

19:40

第3日目 10月18日(日)

8:30

受付

本館1階ロビー

9:30

自由報告C
本館3階C-302教室

自由報告D
本館3階C-303教室

12:30

昼 休 み

13:30

シンポジウム 本館3階C-301教室

17:00

17:00

閉

会

式 本館3階C-301教室

17:10

会員控室

本館3階D-302・303教室

理事会 16日(金) 17:00-19:00 本館7階E-701会議室
編集委員会 17日(土) 13:00-14:20 本館3階E-512会議室

※施設見学ツアーへ参加される方は、大会参加受付時に申し込みをしていただきます。当日は大学本館正門前に13:50に集合していただき、14:00~17:00の予定で実施致します。

17日(土) 10:00—13:00

自由報告A

本館3階C-302教室

司会：加藤直隆（国士舘大学）

石塚伸一（龍谷大学）

A1 死刑執行に関する「透明性」の痕跡

布施勇如（龍谷大学大学院）

透明性を主眼に日米両国の死刑執行を比較するとき、その差異は主として①刑場への第三者の立ち入り②事前の通知と事後の説明③最期の言葉・様子の公表——の有無と程度に表れる。ところが、公開処刑廃止以降の公的記録や紙面を繰ると、日本の死刑も時代により、またケースに応じて、相当程度開かれていた状況が確認できる。こうした曲折の軌跡を概観して、透明性が二極化するに至った原因探究の足がかりとしたい。

A2 「討議する民」の懲罰意識：死刑制度に関する審議型意識調査の知見から

○木村正人（早稲田大学）

佐藤 舞（ロンドン大学）

本庄 武（一橋大学）

審議型意識調査の手法を用い、犯罪動向や刑事政策に関する情報インプットと討議を経た後になお残る一般市民の懲罰意識が、いかなる「事実」を正当化の源泉として参照しているかを吟味し、英国の先行調査との比較をも交えながら、討議民主制という理念が抱える実践的な課題について検討したい。

A3 〈押丁・看守＝死刑執行人〉図式の成立背景

—明治期の絞首刑をめぐる動向をてがかりに—

櫻井悟史（立命館大学大学院）

本報告の目的は、なぜ日本では刑務官が死刑執行を担うこととなっているのかを解明する一つの糸口として、明治期の押丁や看守が死刑執行を担うこととなった背景を明らかにすることにある。

絞首刑誕生のさいに器械が導入されたことで死刑執行人は器械であるとされたこと。死刑執行はダーティーワークとして監獄内の最下等の人間が担うとされたこと。この二つの要因が〈押丁・看守＝死刑執行人〉図式の成立背景にあると結論する。

A4 恩赦制度の再考—「社会復帰の権利」との関係で—

福島 至（龍谷大学）

死刑確定者や無期懲役受刑者の数は、近時急激に増加している。死刑確定者が、減刑される例は30年以上ない。また無期刑については、新受刑者が増大する一方、仮釈放許可者は激減している。これらの人びとが社会に戻ることは、ほぼ絶望的である。このような状況は、社会復帰の理念と整合しないと言えよう。かかる状況を打開する方策のひとつとして、国際人権法や憲法の規定を踏まえながら、恩赦制度を再考する。

A5 犯罪被害者支援の市民活動

佐藤 恵（桜美林大学）

本報告は、犯罪被害者（被害者家族・遺族を含む）の回復に向けて、電話相談・面接相談、直接的支援、セルフヘルプ・グループ活動への支援を柱とするサポートを提供する社団法人・被害者支援都民センター（東京都新宿区：東京都公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体）の取り組みを、ヒアリング調査に基づき事例研究し、犯罪被害者支援の市民活動について、相互行為レベルで社会学的考察を行うことを目的とする。

17日(土) 10:00—13:00

自由報告B

本館3階C-303教室

司会：遊間義一（埼玉工業大学）

津島昌寛（龍谷大学）

B1 犯歴・統計から見た再犯者の実態と対策

○染田 恵（法務省）

櫻田 香（法務省）

本研究では、戦後約60年間に集積された電算犯歴について、初犯者・再犯者の区別、分析期間の長短、分析対象者の年齢層等により区別した犯歴100万人など9つの犯歴を無作為に抽出し、これら及び統計資料を対象として、日本における犯罪及び再犯の長期的傾向、罪名別、年齢層別、再犯期間別を基本とする詳細な犯罪及び犯罪者の分析を行い、再犯防止に係る課題の抽出を行った。本報告では、その分析結果の要旨を報告する。

B2 第3回犯罪被害実態(暗数)調査(2008年)

○櫻田 香（法務省）

染田 恵（法務省）

暗数の国際比較を目的として1989年に開始された国際犯罪被害実態調査(ICVS)は、国連機関とオランダ司法省が中心となり、ほぼ4年ごとに世界規模で実施されてきた。日本では、第4回ICVS(2000年)に参加する形で、法務省法務総合研究所が、第1回犯罪被害実態(暗数)調査を国内で行い、以後、定点観測の趣旨から4年ごとに実施し、2008年に第3回調査を実施した。本報告では、第3回調査の分析結果の紹介と経年比較等を行う。

B3 子どもの犯罪被害リスクの測定手法の検討

○原田 豊（科学警察研究所）

島田貴仁（科学警察研究所）

雨宮 護（科学警察研究所）

菊池城治（科学警察研究所）

齊藤知範（科学警察研究所）

子どもの犯罪被害防止の実証的基盤確立の取り組みの一環として、被害の発生やそのリスクを測定する2種類の手法を提案する。1つは、犯罪被害調査の手法による子どもの「被害・ヒヤリハット」経験調査であり、他の1つは、Cohen and Felsonの日常活動理論を踏まえ、小型GPSロガーを用いた、子ども/見守りボランティアなどの「日常行動調査」である。本年度実施した予備的調査に基づき、その理論的・実践的含意を検討する。

B4 不審者情報と性犯罪の時空間的接近性の分析

○菊池城治（科学警察研究所）

雨宮 護（科学警察研究所）

島田貴仁（科学警察研究所）

齊藤知範（科学警察研究所）

原田 豊（科学警察研究所）

警察や行政などにおいて、声かけなどのいわゆる不審者情報とその後の性犯罪の前兆事案として捉えられているものの、これまで実証的な研究は行われてこなかった。そこで、本研究では、前兆事案を二つの出来事の時間的・空間的接近性と定義した上で、不審者情報と性犯罪との発生関係に関連があるか分析を行う。

B5 自己申告非行尺度の妥当性について

岡邊 健（科学警察研究所）

欧米の非行研究においては、十分な妥当性を有することが確認された自己申告非行尺度のスタンダードが存在し、多くの研究者に利用されているが、わが国ではそのような尺度は確立されていない。報告者はこのような問題意識に基づいて、妥当性の高い日本版の自己申告非行尺度の作成を目指した研究を実施中である。今回はその中間報告であり、主として、未成年者を対象としたサーベイで得られたデータに依拠して検討を行う。

17日(土) 14:20-17:20

テーマセッションA 本館3階C-301教室
被害者参加の裁判員裁判における刑事弁護

コーディネーター・司会 : 宮澤節生 (青山学院大学)
コーディネーター・コメント : 指宿 信 (成城大学)
報告者 : 阿部 潔 (仙台弁護士会)
赤松範夫 (兵庫県弁護士会)
奥村 回 (金沢弁護士会)

構成:

1. 企画の趣旨 (コーディネーター)
2. 被害者参加の裁判員裁判の概況
3. 被害者参加弁護士の活動と課題
4. 被告人弁護人の活動と課題
5. コメント (コーディネーター)
6. 質疑応答・討論

最初の裁判員裁判が本年8月3日に開始された。裁判員制度は、いわゆる官僚司法からの脱却を求めてきた立場からすれば、一定の期待を抱かせるものである。検察官が捜査段階の調書に依存することは困難となり、被告人の弁護人が、検察官には「合理的な疑い」を容れない程度に公訴事実を証明する責任があることを理解させることができれば、争いのある事件において無罪を獲得する可能性は高まるであろう。弁護士に対しても、平易な言葉によって裁判員に説明する努力や、連続開廷に耐えうる活動形態への転換が要請されるであろうが、それらは、裁判員裁判のメリットを享受するために必要なコストと考えることができるであろう。ところが、司法制度改革とは異なる文脈で高まってきた被害者運動の成果として、昨年12月1日から被害者参加制度が導入され、被害者等が情状に関して証人尋問・被告人質問を行い、論告することも可能となった。これは、検察官の厳罰要求を容易にするとともに、被害者と同じく一般市民である裁判員に対しては、情状を超えた影響を与える可能性が否定できない。被告人の弁護活動に対して、この状況はどのような変容を要求するであろうか。他方、被害者等の弁護士に対しては、どのような弁護士倫理が要請されるであろうか。本セッションは、今後の本格的な検討のために、可能なかぎり多くの実証的・実務的・理論的な論点を提起しようとするものである。

17日(土) 14:20—17:20

テーマセッションB 本館4階C-402教室
刑事施設と社会

コーディネーター・司会 : 山口直也 (神戸学院大学)

刑事収容施設・被収容者処遇法、更生保護法の施行以降、わが国の行刑、更生保護は大きく変わりつつあるように思える。最近では、各刑事施設、更生保護施設に社会福祉士が配置されたり、各都道府県に地域生活定着支援センターが設置されたりして、刑事施設と社会とのつながりを強く意識した動きも見られる。そこで本セッションでは、被収容者、出所者の真の社会復帰のために、刑事施設はどのようにあるべきか、また社会はいかなる対応をすべきかを議論しようというものである。

セッション当日は以下の4名のパネリストにご報告いただく予定である。

1 監獄法から刑事収容施設・被収容者処遇法へ (刑事施設視察委員の目から)

佐々木光明 (神戸学院大学)

佐々木会員には、監獄法から刑事収容施設・被収容者処遇法にかわって、被収容者と社会との関わりはどこがどうか変わったのか (あるいはかわっていないのか) を、特に、①行刑運営の透明化 (ご自身の経験も含めた刑事施設視察委員会の役割等)、②受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実 (改善指導・教科指導における社会とのかかわりの強化、外部通動作業、外出・外泊の現状等)、③外部交通の保障・拡充 (面会・信書、電話等の実情)、④社会福祉士の役割等に触れながら、ご報告いただく予定である。

2 PFI 刑事施設における被収容者と社会とのつながり (PFI 民間担当者の目から)

歌代 正 (島根あさひ社会復帰促進センター・大林組)

歌代氏には、民間資源を活用して運営が始められた PFI 刑事施設における被収容者と社会との関わりはどのようなものか、また、一般の刑事施設とはどこがどう違うのか (あるいは違うのか) を、特に、①島根あさひ社会復帰促進センターの概要の紹介 (ビデオ)、②社会復帰に向けた取り組みの中での社会との関わり、出所後の展望等、③地域との共生の現状 (ビジターセンターの現状、子ども園、盲導犬訓練センターの現状)、④社会福祉士の現状等について触れながら、ご報告いただく予定である。

3 罪を犯した者の地域生活支援——社会福祉法人・南高愛隣会の活動から

田島良昭 (南高愛隣会)

田島氏には、罪を犯した者の社会生活支援として社会福祉施設が果たす役割、そして社会復帰のために国が果たすべき義務は何かということ、特に、①社会福祉法人・南高愛隣会の活動の紹介、②厚生労働研究「罪を犯した障害者の地域生活支援に関する研究」との連携、③地域生活定着支援センターの設立・運営、各都道府県の現状、④今後の課題と展望等について触れながら、ご報告いただく予定である。

4 刑事施設と社会とのつながりを求めて——ソーシャル・インクルージョンの可能性

本庄 武 (一橋大学)

本庄会員には、刑事施設と社会とのあるべきつながり・連携、そして出所者の真の社会復帰のためには何が必要かということ、特に、①社会との連携における問題点 (矯正施設内部の社会化の問題、自立更生促進センター問題等を含めて)、②いわゆるコミュニティー・プリズン構想、③行刑・更生保護領域におけるソーシャル・インクルージョンの可能性 (地域生活定着支援センターの評価を含めて) 等について触れながら、ご報告いただく予定である。

17日(土) 14:20-17:20

テーマセッションC 本館13階E-1302会議室
北九州における少年非行問題の取り組み

コーディネーター・司会：矢作由美子（立教大学）
話題提供者：楠 凡之（北九州市立大学文学部）
池田タンク（北九州ガーディアンエンジェルス）
安永智美（北九州少年サポートセンター）
井上博道（福岡家庭裁判所調査官）
梁瀬次郎（福岡保護観察所北九州支部）
佐藤哲也（北九州市教育委員会）
迫田 学（福岡弁護士会北九州支部）
土井高德（里親ファミリーホーム・土井ホーム代表）
松原 平（北九州市福祉事業団北九州市社会福祉研修所）
浦田 洋（福岡矯正管区医療分類課長）
石田英久（北九州子ども総合センター）

今回の大会は北九州で開催されることから、特にその地域の非行対策や非行少年の処遇に携わっている方々から話題提供をしていただく。最近では、カウンセリング、薬物乱用防止教室の開催などによる、市と警察が連携した非行防止活動が、成果を上げている。特に、平成18年中の同市におけるシンナー乱用少年の検挙・補導人員は、前年に比べ約50%減少し、過去10年間で最少となっている。他方、北九州では、年間のべ約3,600人の中学生が、深夜徘徊を理由に補導されている（市内の中学生人口の約0.5%を超える）。

北九州は、以前から少年非行が多い地域といわれてきた。ただし、北九州の非行の特徴は、表面上は比較的軽微な非行であるが、その立ち直りは必ずしも容易でないとされる。その理由に、少年たちの背景にある原因には、根深いものがあるといわれている。

そこで、臨床教育学が専門の楠凡之先生からは、特別なニーズと少年非行の関連について、北九州の現状を踏まえてお話していただく。

次に、少年司法の諸機関・団体に関係する話題提供者の方々からは、少年非行問題への日頃の取り組みを紹介していただくとともに、非行の抑止要因の観点から、“少年と向き合うという”かかわり方が十分機能しているのかを、分析し報告していただく。コーディネーターとしては、1) 北九州市における少年非行は他の地域とは異なる特徴があるか、2) 北九州市では他の地域とは異なる取り組みをしているのかを、明らかにできればと考えている。さらに、3) LD・ADHDの非行少年の問題に関心があるが、話題提供者がこれまで取り扱ってきたケースの中で、様々に少年が抱えている問題点を指摘していただきながら、少年司法の諸問題について議論を深めていくことが出来ればと考えている。

17日(土) 14:00-17:00

テーマセッションD
矯正施設見学ツアー

コーディネーター：朴 元奎 (北九州市立大学)

今大会開催校である北九州市立大学（福岡県北九州市小倉南区）北方キャンパスの徒歩圏内には矯正施設として全国的にも先進的な精神障害受刑者の矯正処遇プログラムに取り組んでいる北九州医療刑務所があります。また平成 19 年には医療刑務所に隣接する旧小倉刑務所跡地に小倉少年鑑別支所が移転し、鑑別業務を開始しています。

大会開催期間中の合間を利用して、日頃犯罪と非行の問題を専門に研究している会員の方々に医療刑務所や少年鑑別所における矯正の現場を直接見聞する絶好の機会であると考え、企画した次第です。今回施設側のご協力を得て、広く会員の方々に施設見学の機会を提供していただきましたので、とくに遠方よりお越しの方々には是非この機会にご参加していただければと思います。

***日程時間**：2009年10月17日（土曜）14:00-17:00

***予定受け入れ人員**：最大40名まで（学会当日受付先着順）

大会受付手続き終了後、別途設置する「施設見学ツアー専用デスク」において指定された参観希望者名簿シートに氏名と所属を記入して頂きます。記入者が40名に達した時点で受付終了します。

***集合場所・時間**：大学本館正門前 13:50

***交通手段**：施設側のご好意により、マイクロバス(往復)を当日手配します。

***見学予定コース**：参加人員が最大40名の場合には、参観時間の効率をはかるため、2グループ(各20名)に分け、第1グループは北九州医療刑務所→小倉少年鑑別支所のコース、第2グループは小倉少年鑑別支所→医療刑務所の別コースとします。

***見学内容**：各施設の所要時間は、それぞれ1時間30分程度の予定。①施設職員による概要説明(25分)、②施設内参観(40分)、③質疑応答(15分)を予定しています。

18日(日)

9:30—12:30

自由報告C

本館3階C-302教室

司会：横山 実 (國學院大学)

河合幹雄 (桐蔭横浜大学)

C1 地方警備業者による防犯関連業務の特性と課題

—地方警備業者に対するインタビュー調査からの考察—

田中智仁 (東洋大学大学院)

警備業はセミフォーマルな犯罪統制の主体に位置付けられるが、都市部の大手警備業者と地方の警備業者には活動内容に差異がある。しかし、これまで言及されてきた警備業の活動は、都市部の大手警備業者のものであり、地方警備業者の活動は対象にされていなかった。

本報告では、地方警備業者の防犯関連業務に着目し、その特性と課題について検討する。

C2 リオデジャネイロのミリシアと警察—ブラジルの組織犯罪研究の一環として—

山田陸男 (スペイン国サラマンカ大学)

2006年6月1日リオ西部のスラムで新聞記者の一団が自警組織ミリシアに監禁、暴行されたことが報道された。ミリシアは、警官などにより構成され、100以上のスラムから麻薬暴力団を追放し、住民を支配、みかじめ料の取立て、ガス・ボンベや無免許小型バスサービスの高値販売などにより不当な収益を得ていた。2007年2月にリオ州議会調査委員会が設置され、翌年6月に報告書が公表された。この事例をこの文書と報道等により分析する。

C3 フランスの電子監視

中田 静 (中京大学)

フランスの電子監視は、1997年の法律で拘禁刑の代替刑として、短期自由刑の弊害を回避するための制度(刑罰)として導入された。その後の刑事司法改革の中で、この制度は、再犯防止のための措置(危険な前歴者の監視)としても運用されるようになった。フランス刑事法の「刑罰の個別化」と「刑罰の多様性」の理念を踏まえながら、わが国における導入の可否を考える際の手がかりとなれば幸いである。

C4 ニュージーランドにおける「罪を犯した知的障害者」処遇

—『知的障害者法』を中心に—

綿貫由実子 (中央大学大学院)

ニュージーランドでは、保安処分と同時に「日本の常識では閉鎖病棟での治療が必要と思われるような重症の精神症状があっても、地域生活を可能にするために、積極的地域内治療が行われている」。このような「精神障害者処遇」から「知的障害者」を独立させ、刑務所に収容しない決断を下したのが「知的障害者法」である。近年、我が国で問題となっている「罪を犯した知的障害者処遇」について、何らかの視座を与え得るものと考えられる。

C5 刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」に関する評価研究

—被害者へのインタビュー調査から—

○小林麻衣子 (常磐大学) 尾崎万帆子 (慶應大学大学院)

諸澤英道 (常磐大学)

矯正施設での受刑者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」の「被害者の視点」とはどのようなものであるのか、本研究では第一段階の質的評価研究として、民間協力者である被害者遺族にインタビューを実施した。調査の結果をふまえ、教育の主な目標と考えられる「被害者心情理解」「被害者への誠意ある対応」について、「被害者の視点」を取り入れたものとなっているのか考察を行い、今後の評価研究集積への一助としたい。

18日(日)

9:30—12:30

自由報告D

本館3階C-303教室

司会：野田陽子（淑徳大学）

浜井浩一（龍谷大学）

D1 犯罪不安と防犯活動をめぐる社会思想研究の前提とその実証的妥当性に関する検討
齊藤知範（科学警察研究所）

社会思想研究者による最近の議論においては、犯罪不安が地域の連帯を生んで地域防犯活動が組織され、不安は快楽に転化して消費される、というシニカルな説明図式が提起されている。本報告では、昨年度までに実施した調査にもとづき、こうした議論の前提と文脈・背景に対して疑問を提起し、その妥当性を検討するとともに、これに替わる社会学的な説明図式を提示する。

D2 犯罪不安と地区特性に関する分析

○雨宮 護（科学警察研究所）

島田貴仁（科学警察研究所）

菊池城治（科学警察研究所）

齊藤知範（科学警察研究所）

原田 豊（科学警察研究所）

千葉県I市で実施したアンケート調査と、GISデータから、人々の犯罪不安と地区レベルでの環境の特徴との関連を明らかにした。分析の結果、人々の犯罪不安の程度や不安場所の数、不安箇所の地理的集中度は地区によって大きく異なる一方、不安を喚起させる場所の土地利用や理由は地区ごとに傾向が異なることがわかった。これより、今後に向けては、地区ごとの問題に即して対策を使い分けることが必要であることが示唆された。

D3 少年による犯罪の凶悪性についての判断に影響を及ぼす要因について

岡本英生（甲南女子大学）

人々が少年による犯罪を見聞きした際に、その事件が凶悪であると捉えるのは、どのような要因の影響を受けたからだろうか。被害者が死亡したか否かといった要因は当然のことながら凶悪性の判断に影響を与えるだろうが、加害少年の動機が不明という要因が加わるとさらに凶悪さが増す可能性がある。さらに、その他の要因も凶悪性判断に影響を与えているだろう。以上のようなことについて、架空事件を用いた実証的調査により検討する。

D4 メディア報道にみる少年犯罪—大正期の新聞報道を中心として—

作田誠一郎（山口大学）

本報告は、大正期の新聞報道から見出される不良少年観を考察し、同時期の少年事件報道を通じて、現代の少年非行を再考するための史料を提示する。大正期の少年犯罪報道から、社会保身的な報道姿勢や保護者を対象にした「不安」を煽るような少年事件報道の内容に注目することで、現代の凶悪な少年犯罪報道に通底する報道傾向を明らかにする。

D5 処遇困難な少年の援助とその社会的自立を考える

—里親型グループホームでの実践を手掛かりに—

土井高德（土井ホーム代表）

矯正教育期間を終えても、処遇困難な少年を引き受ける中間施設は少なく、こうした少年への社会的自立に向けての支援体制が極めて不十分だ。筆者は里親型グループホームを運営し、深刻な虐待体験や発達障害を有し、さまざまな問題行動や精神医学的な問題が見られる少年に対する処遇に関わってきた。本報告ではホームでの実践を通じて、深刻な課題を持つ青少年の社会的自立に向けての課題と方法の明確化を試みたいと考えている。

18日(日) 13:30—17:00

シンポジウム

本館3階C-301教室

今日の犯罪者観を考える

コーディネーター・司会：土井隆義（筑波大学）
指定討論者：津富 宏（静岡県立大学）
藤原正範（鈴鹿医療科学大学）

現代の犯罪対策を立案するにあたっては、その前提である犯罪者観について考察をしておく必要がある。そこで本企画では、今日の犯罪者観が具体的にはどのようなものであり、それがどのような社会的背景から生じているのかについて議論を深めることを目指したい。具体的には、社会問題の構築をめぐる歴史的変遷、その背後にある社会イメージの変容、それと並行する当事者主義の高まりや、環境犯罪学にも片鱗がみられる社会の工学化やリスク化など、犯罪社会学的な見地からこの問いに総合的に切り込んでいくことを目指したい。

近年、犯罪性向を生得的な資質や幼年期の環境のような、本人にとって操作困難な要因に求める傾向が強まっているように思われる。たとえ犯罪性向が本人にとって操作困難なものであったとしても、周囲にとって操作可能なものであれば、矯正は可能と考えられるだろう。ところが昨今は、貧困や就労、家族関係も含め、環境要因それ自体も、操作困難なものとして看做されるようになってきているように見受けられる。「矯正よりも排除を」という世の中の動きの背景には、このような犯罪者観の強まりがあるのではないだろうか。

もちろん、犯罪者観が変化しているという前提に必ずしも立つ必要はない。大局的な見地から眺めた場合、それは一時的なブレや見せかけにすぎないのかもしれない。また、改正少年法施行後も、14歳未満を少年院送致とした決定が3件しかない事実などから推察すれば、「矯正よりも排除を」という動きは世の中の表象レベルのものにすぎず、司法の世界では従来からの姿勢が保たれていると評価できるのかもしれない。そういった争点も含めて、議論の対象とすることができればと考えている。

1 犯罪理論、社会問題からみた犯罪者観—「被害者」から「加害者」へ—

矢島正見（日本犯罪社会学会会長・中央大学）

犯罪者観を戦後の時代の流れから考えていきたい。その際、犯罪者観を犯罪社会学のなかだけでなく、社会問題論のなかでも捉えていく。また、犯罪者観を加害者、被害者という視点で捉える。よって、その場合は「犯罪被害者観」「犯罪加害者観」となる。これを章別構成的に述べると、①犯罪社会学理論からの考察、②犯罪化・非犯罪化からの考察、③加害者・被害者の変容と当事者主義の台頭からの考察、④まとめ、となることと思う。

2 2人の犯罪少年—時代的位相の“ゆがみ”と“まなざし”の変化—

石塚伸一（龍谷大学）

ジョック・ヤングは、1960年代に逸脱に対して無節操なほど寛容であった人びととまったく同じ人が、90年代には不寛容になった、と述べている。たしかに、わたくしたちの周りでも、犯罪や非行を見る「まなざし」は、確実に厳しくなっている。本報告では、関門海峡をはさんで、福岡県（1995年）と山口県（1999年）で起きた2つの事件の分析を通じて、この変化を時代的位相の”ゆがみ”の中で捉えなおしてみたい。

【註】

（ケース1）1995年12月、福岡県に在住の中学生（当時15歳）が、交際していた少年（当時17歳）に刺殺され、母親も重症を負った。11回の公判を経て、97年2月、懲役5年以上9年以下の不定期刑の判決が言渡され、確定した。

（ケース2）1999年4月、山口県で若い成人女性（当時23歳）が自宅で少年（当時18歳）に殺害され、姦淫された。同じ現場で、長女（当時11か月）も殺害された。6回の公判を経て、2000年3月、無期懲役の判決が言渡されたが、検察官は上訴し、高裁では無期が維持されたが、最高裁で破棄差戻しとなり、差戻審の高裁で死刑が言渡され、現在、最高裁に継続中である。

3 メディア言説から「犯罪者」観を考える

大庭絵里（神奈川大学）

戦後の犯罪事件の新聞報道から、事件及び被疑者／被告人がどのように報道されたのか、その変化を追い、メディア言説における「犯罪者」イメージを考察する。

犯罪者イメージは個別の犯罪事件のストーリーの構築と関係している。犯罪事件の言説に見受けられる諸特徴を浮かび上がらせ、被疑者／被告人や被害者のアイデンティティ構築の変化について考察する。さらに、犯罪事件と社会統制機関の表象され方との関連についても考察したい。

4 責任能力と今日の犯罪者観—「世間」論との関わりで—

佐藤直樹（九州工業大学）

例えば秋葉原通り魔事件のときのように、日本では犯罪者の家族は「世間」に謝罪しなければならない。いま「空気読め」という「世間」の同調圧力が強まっている。近年のいわゆる厳罰化の背景には、西欧にはない日本独特の「世間」が介在しているように思われる。本報告では、とくに刑法39条をめぐる、犯罪者観の変化がどのように生じているのかを、「世間」論との関わりで考えてみたい。

連絡事項

- * 大会参加費 会員および当日一般参加者 1000円(2日間有効)
 学部学生の当日参加者 無 料

- * 懇親会費(17日(土)) 4000円
 会場：厚生会館2階学生ホール
 総会終了時に移動経路をご案内致します。

- * 昼食 17日(土)、18日(日)両日ともにご注文をお受けしておりません。
 17日(土)は、学内の生協食堂をご利用になれます(14:30まで)。
 18日(日)は、生協は営業しておりませんので、大学周辺でお食事
 下さいますようお願いいたします。

- * 大会当日のコピーサービスはありません。
 大会校も学会事務局もコピー依頼はお受け致しませんので、ご了承下さい。
- * クロークは設置致しません。
- * 自家用車でのご来場はご遠慮下さい。

北九州市立大学ホームページ

<http://www.kitakyu-u.ac.jp/>

北九州市立北方キャンパス アクセスガイド

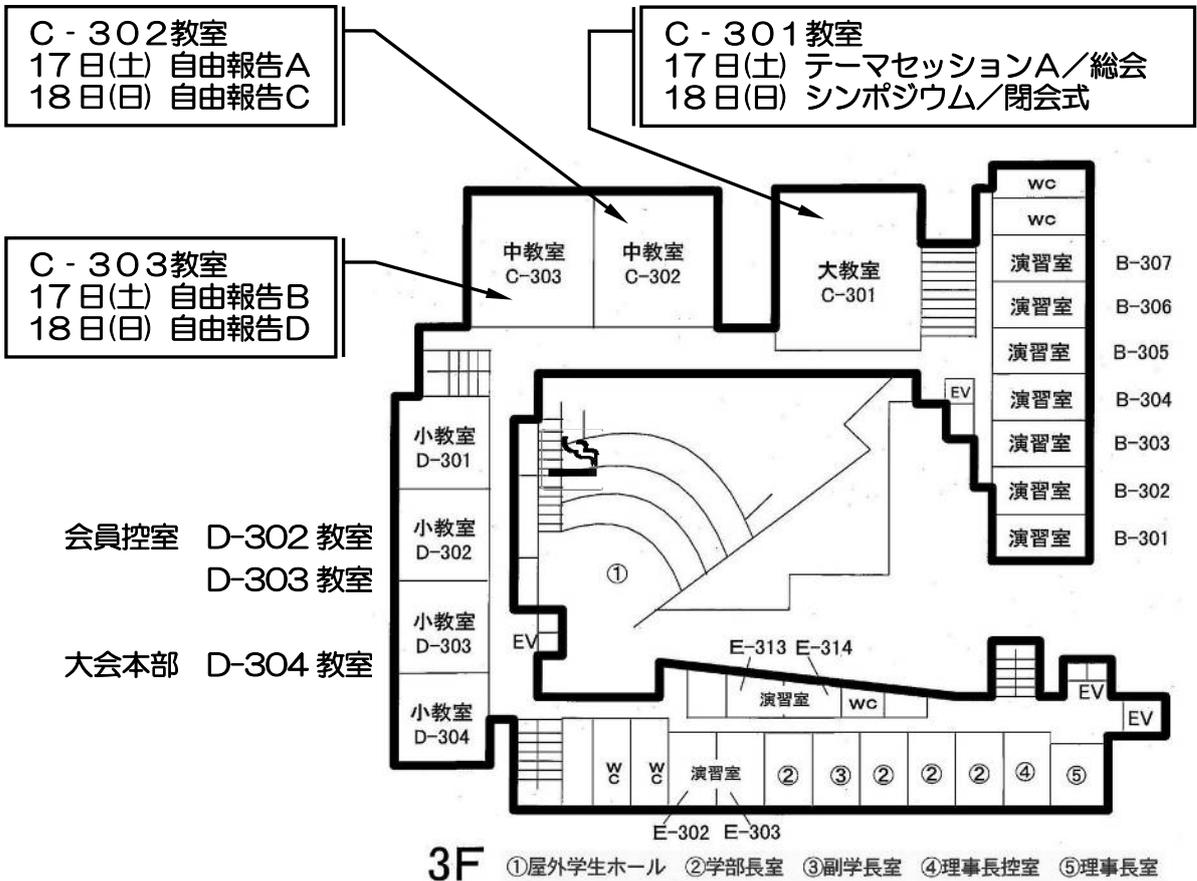
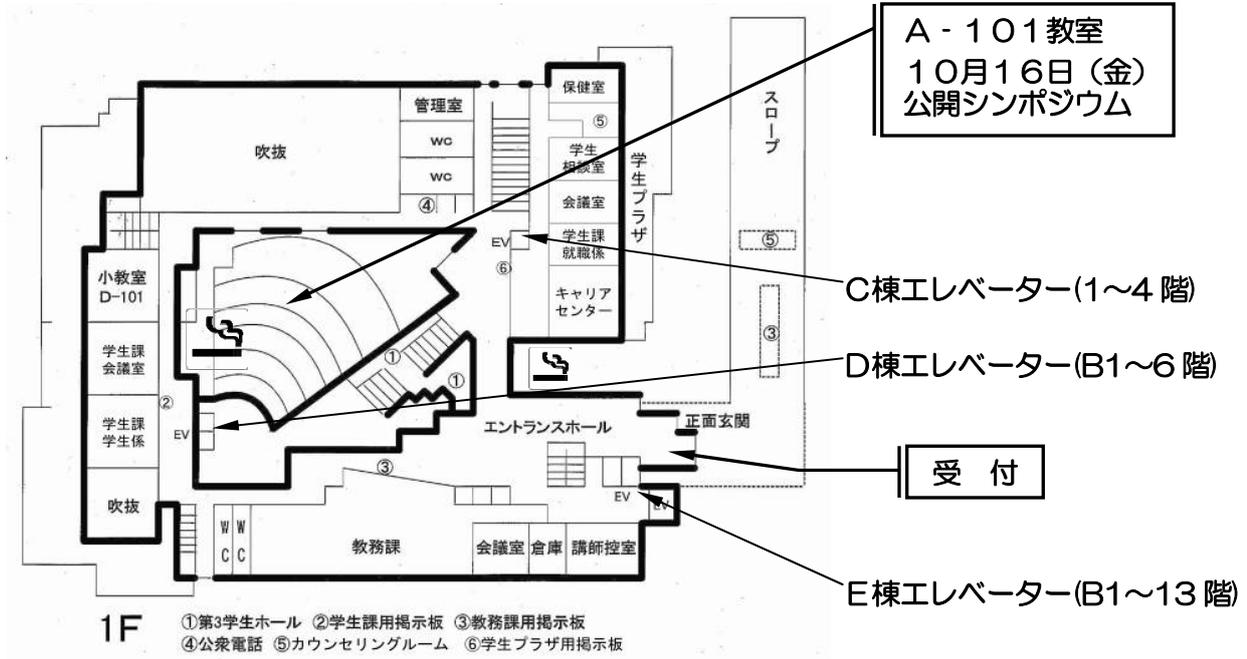
<http://www.kitakyu-u.ac.jp/access/kitagata.html>

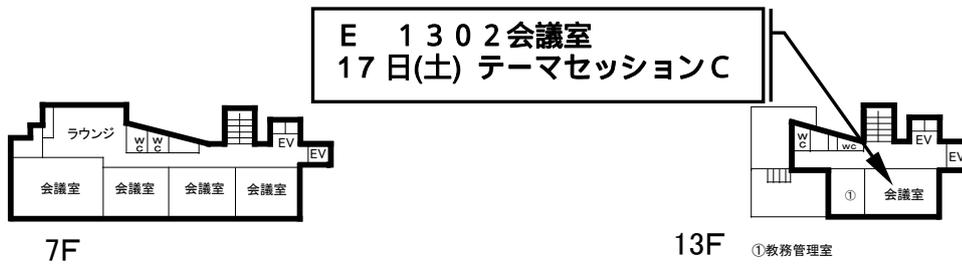
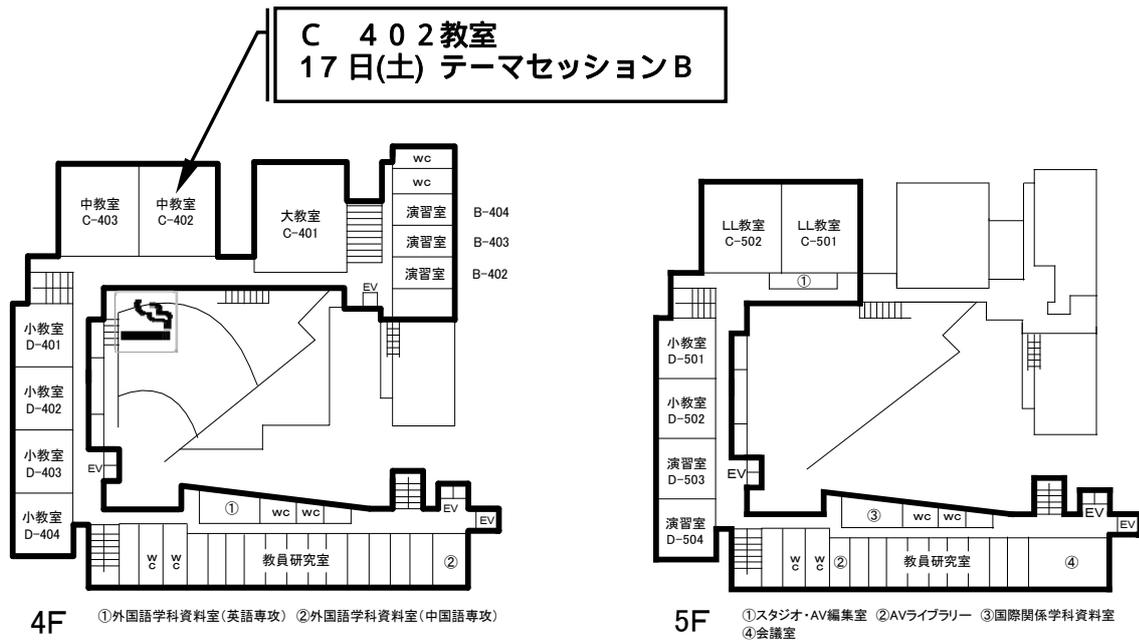
北九州市立北方キャンパス キャンパスマップ

<http://www.kitakyu-u.ac.jp/campusmap/kitagata.html>

会場案内図

北九州市立大学 北方キャンパス 本館





北九州市立大学は現在、全館禁煙を実施しています。御喫煙に際しましては、会場案内図内の指定された喫煙場所を御参照の上、御利用下さいますようお願い申し上げます。

キャンパスマップ・アクセスマップ



厚生会館2階 学生ホール
17日(土) 懇親会



小倉駅から 都市モノレール(約10分)
 「競馬場前(北九州市立大学前)」下車、徒歩約5分。
 北九州空港から エアポートバス・小倉中谷線(約35分)
 福岡天神バスセンターから 高速バス・なかたに号(約70分)
 「競馬場前・北九州大学前」下車、徒歩約5分。

